

第35回 佐用町議会〔臨時〕会議録 (第1日)

平成22年5月10日(月曜日)

出席議員 (18名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 彥	18番	矢 内 作 夫
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (1名)	14番	山 田 弘 治		
		午前9時40分から入場		
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保八郎	書記	尾崎基彦
説明のため出席 した者の職氏名 (21名)	町長	庵途典章	副町長	高見俊男
	復興担当理事	山田聖一	教育長	勝山剛
	総務課長	坪内頼男	企画防災課長	長尾富夫
	税務課長	保井正文	住民課長	谷口行雄
	健康福祉課長	野村正明	農林振興課長	小林裕和
	商工観光課長	前澤敏美	建設課長	上野耕作
	上下水道課長	野村久雄	生涯学習課長	福本美昭
	天文台公園長	黒田武彦	上月支所長	木村佳都男
	南光支所長	春名満	三日月支所長	廣瀬秋好
	会計課長	新庄孝	消防長	敏蔭将弘
	教育課長	福井泉		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日 程 第1．仮議席の指定について
日 程 第2．選挙第1号 佐用町議会議長の選挙について
日 程 第3．議席の指定について
日 程 第4．会議録署名議員の指名
日 程 第5．会期の決定について
日 程 第6．選挙第2号 佐用町議会副議長の選挙について
日 程 第7．佐用町議会常任委員会委員の選任について
日 程 第8．佐用町議会常任委員会委員長及び副委員長の選任について
日 程 第9．佐用町議会運営委員会委員の選任について
日 程 第10．佐用町議会運営委員会委員長及び副委員長の選任について
日 程 第11．佐用町議会特別委員会の設置及び委員定数について
日 程 第12．佐用町議会特別委員会委員の選任について
日 程 第13．佐用町議会特別委員会委員長及び副委員長の選任について
日 程 第14．選挙第3号 播磨高原広域事務組合議会議員の選挙について
日 程 第15．選挙第4号 にしはりま環境事務組合議会議員の選挙について
日 程 第16．選挙第5号 佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合議会議員の選挙について
追加日程第1．台風9号災害復旧・復興対策特別委員会設置に関する決議
追加日程第2．特別委員会委員の選任について
追加日程第3．特別委員会委員長及び副委員長の選任について
日 程 第17．同意第3号 佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについて
日 程 第18．承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号 佐用町災害復興計画フォローアップ委員会条例の一部を改正する条例）
日 程 第19．承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日 程 第20．承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号 佐用町税条例の一部を改正する条例）
日 程 第21．承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（専決第6号 佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
日 程 第22．閉会中の常任委員会所管事務調査について
-

午前09時30分 開会

議会事務局長（大久保 八郎君） 皆さん、おはようございます。

1名の議員さんが、まだですけれども、定刻の時間が来ましたので、ただ今から佐用町議会臨時会が開かれますが、臨時議長が決まりますまでの間、事務局で議事を進めさせていただきます。

本臨時会是一般選挙後初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が、臨時に議長の職務を行うことになっております。

つきましては、出席議員中、大下議員が最年長の議員でございますので、臨時議長をお願いしたいと思います。大下議員、どうぞ議長席の方によりしくお願いします。

〔年長議員 大下吉三郎君 議長席へ着席〕

臨時議長（大下吉三郎君） 皆さん、おはようございます。

ただ今ご紹介をいただきました、大下でございます。

最年長者ということで、規定によりまして、議長選挙が終了しますまでの間、臨時議長を務めさせていただきます。

まず開会に先立ちまして、町長のごあいさつをお願いしたいと思います。町長、庵逄典章君。

町長（庵逄典章君） 皆さん、おはようございます。早朝からご苦労様です。

今日は、朝からうとうしい天気になって参りましたけれども、ここのところ大型連休も終わりました。連休中は、非常に天気も良くてですね、山もですね、非常にもう、緑々として参りました。まあ、田植えも、それぞれ始まって、大変忙しい時期を迎えましたけれども、丁度、昨日、5月9日、8月9日の災害から9カ月が早、経過をいたしております。

5月7日の先般、第4回の検証委員会も開催をいただきました。これまでも検証委員会からも、いろいろと指摘を受け、提言を受けましてですね、いただいて、防災体制の強化等については、順次、今、全力を挙げて取り組んでおります。

また、災害の復旧事業につきましてもですね、非常に天気が、4月悪くて、若干工事も遅れておりますけれども、発注につきましては、公共土木災では、6割近く。また、農業土木災につきましてもですね、件数が非常に多いんですけれども、今、20パーセント強の発注をして、順次これから、発注をしながら、工事を、急ピッチで進めていきたいというふうに考えております。

まあ、そういう中で、今日は、議会改選後の臨時議会ということでございます。この臨時議会におきまして、4月に専決の処分をさせていただいている、これは、国の法律が改正された中でですね、町の方の条例の改正ということ、専決処分をさせていただいている（聴取不能）につきましてのご承認もあわせてよろしくお願いしたいと思っております。

まあ、これからまあ、22年度、本格的にですね、復興に努めて参りたいと思っております。議会におかれましても、それぞれ、これから佐用町の早期の復興のためにですね、ご活躍をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

臨時議長（大下吉三郎君） はい、ありがとうございました。

続きまして、天文台公園長からの発言の申し出がありますので、許可いたします。

天文台公園長（黒田武彦君） 一言、お礼を申し上げます。

昨日の20周年の記念式典を挙行いたしましたところ、たくさんの方にお越しいただきまして、本当にありがとうございました。

今後とも、よろしくご指導、ご支援のほどお願いいたします。本当にありがとうございました。

臨時議長（大下吉三郎君） はい、ありがとうございました。

それでは、一般選挙後の最初の議会であり、機構改革も行なわれておりますので、当局の紹介を行いたいと思います。

当局側の紹介を、高見副町長よりお願いをいたします。

副町長（高見俊男君） 今、ご紹介がありましたけども、この4月に、組織の再編と異動を行っております。その関係で、改めて、こうね、皆さん方、もうご承知なんですけども、私の方から、その件を兼ねまして、ご報告させていただきたいと思います。

すいません。座って失礼させていただきます。

それじゃあ、前の、私の両隣から、町長、私を除けまして、隣から、災害担当理事の山田聖一でございます。

復興担当理事（山田聖一君） 復興担当理事の山田でございます。

副町長（高見俊男君） あっ、すいません。復興担当理事でございます。
後ろへ参ります。総務課長の坪内頼男でございます。

総務課長（坪内頼男君） 総務課長の坪内です。よろしくお願いします。

副町長（高見俊男君） 隣の企画防災課長の長尾富夫でございます。

企画防災課長（長尾富夫君） 長尾です。どうぞよろしくお願いします。

副町長（高見俊男君） 税務課長の保井正文でございます。

税務課長（保井正文君） 保井です。よろしくお願いします。

副町長（高見俊男君） 後段参ります。住民課長の谷口行雄でございます。

住民課長（谷口行雄君） 谷口です。よろしくお願いします。

副町長（高見俊男君） 健康福祉課長の野村正明君です。

健康福祉課長（野村正明君） ご指導よろしくお願いします。

副町長（高見俊男君） 会計課長の新庄 孝です。

会計課長（新庄 孝君） 新庄です。よろしくお願いします。

副町長（高見俊男君） 上月支所長、木村佳都男でございます。

上月支所長（木村佳都男君） 木村です。どうぞよろしくお願いいたします。

副町長（高見俊男君） 南光支所長、春名 満です。

南光支所長（春名 満君） 春名です。よろしくお願いします。

副町長（高見俊男君） 三日月支所長、廣瀬秋好でございます。

三日月支所長（廣瀬秋好君） 廣瀬でございます。よろしくお願いします。

副町長（高見俊男君） 向かいまして、皆さん方の左手になります。教育長、勝山 剛でございます。

教育長（勝山 剛君） どうぞ、よろしくお願いします。

副町長（高見俊男君） 教育課長、福井 泉でございます。

教育課長（福井 泉君） よろしくお願いします。

副町長（高見俊男君） 天文台公園長、黒田武彦でございます。

天文台公園長（黒田武彦君） よろしくお願いいたします。

副町長（高見俊男君） 消防長、敏蔭将弘でございます。

消防長（敏蔭将弘君） 消防長の敏蔭です。よろしくお願いします。

副町長（高見俊男君） 農林振興課長、小林裕和でございます。

農林振興課長（小林裕和君） 小林でございます。どうぞよろしくお願いします。

副町長（高見俊男君） 商工観光課長、前澤敏美でございます。

商工観光課長（前澤敏美君） どうぞよろしくお願いします。

副町長（高見俊男君） 建設課長、上野耕作でございます。

建設課長（上野耕作君） 上野です。よろしくお願いします。

副町長（高見俊男君） 上下水道課長、野村久雄でございます。

上下水道課長（野村久雄君） 野村です。よろしくお願いします。

副町長（高見俊男君） 生涯学習課長、福本美昭でございます。

生涯学習課長（福本美昭君） 福本です。どうぞよろしくお願いします。

副町長（高見俊男君） それから、議会事務局長の久保 八郎でございます。

議会事務局長（久保 八郎君） 久保です。よろしくお願いします。

副町長（高見俊男君） なお、ここに参列している者は、これだけでございますけども、こ

れ以外にですね、課長級として、にしはりま環境事務組合の谷口茂博。同じく、播磨高原広域事務組合、榊田利和。この2名がいることも、ご報告、あわせてさせていただきます。以上でございます。

臨時議長（大下吉三郎君） はい。ありがとうございました。紹介は、これで終わりました。ただ今の出席議員数は、定足数に達しておりますので、これより第35回佐用町議会臨時会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。これより日程に入ります。

日程第1 仮議席の指定について

臨時議長（大下吉三郎君） 日程第1は、仮議席の指定についてであります。議事の進行上、仮議席を指定します。仮議席は、ただ今着席の議席を指定いたします。

日程第2 選挙第1号 佐用町議会議長の選挙について

臨時議長（大下吉三郎君） 続いて、日程第2に入ります。佐用町議会議長の選挙についてであります。選挙に入る前に、議長の任期についてお諮りいたします。佐用町議会での申し合わせにより、この任期は2年で、再任は妨げないということとなっております。議長の任期を2年とし、再任を妨げないということに決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔鍋島君 挙手〕

臨時議長（大下吉三郎君） はい、鍋島君。

仮議席17番（鍋島裕文君） まあ、議長任期は、前回の時にも問題になったわけですけども、自治法どおりね、原則4年というのを原則にすべきだというふうに思います。

〔西岡君 挙手〕

臨時議長（大下吉三郎君） はい、西岡君。

仮議席16番（西岡 正君） 今、4年ということで、法的には、そうなっているんですが、今まで慣例で2年と定めておりますので、そのとおりに行うべきだと、私は、そのように思っております。

臨時議長（大下吉三郎君） それでは、先ほど、鍋島議員、または、西岡議員の方から、任期を2年とし、または4年とするということに2人の意見が出ております。この両件につきまして、賛否をとっていきたいなと、このように思います。

任期２年という方についての賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

臨時議長（大下吉三郎君） 挙手、多数と認めます。よって、本任期は、２年といたします。
それでは、佐用町議会議長の選挙を行います。選挙は、投票で行います。
議場を閉鎖してください。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（大下吉三郎君） ただ今の出席議員数は１８名であります。
お諮りいたします。会議規則第３１条第２項の規定により、開票立会人２名を決めたい
と思います。開票立会人は、臨時議長において指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（大下吉三郎君） ご異議ないと認めます。よって、臨時議長より指名いたします。
石堂 基君。新田俊一君。以上の両君を指名いたしたいと思います。これにご異議ござ
いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（大下吉三郎君） ご異議ないと認めます。よって、そのように決しました。
これより、投票用紙を配付させます。
念のために申し上げておきますが、投票は、単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

臨時議長（大下吉三郎君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔配付漏れなし〕

臨時議長（大下吉三郎君） 配付漏れは、ないと認めます。
投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

臨時議長（大下吉三郎君） 異常なしと認めます。
ただ今から投票を行ないます。
投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げます。順
次投票を行いますので、お願いいたします。

議会事務局長（大久保 八郎君） それでは、順番に名前を呼ばせていただきます。
１番、石堂議員。

〔仮議席 1 番 石堂 基君 投票〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 2 番、新田議員。

〔仮議席 2 番 新田俊一君 投票〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 3 番、岡本義次議員。

〔仮議席 3 番 岡本義次君 投票〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 4 番、敏森議員。

〔仮議席 4 番 敏森正勝君 投票〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 5 番、金谷議員。

〔仮議席 5 番 金谷英志君 投票〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 6 番、松尾議員。

〔仮議席 6 番 松尾文雄君 投票〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 7 番、井上議員。

〔仮議席 7 番 井上洋文君 投票〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 8 番、笹田議員。

〔仮議席 8 番 笹田鈴香君 投票〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 9 番、高木議員。

〔仮議席 9 番 高木照雄君 投票〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 10 番、山本議員。

〔仮議席 10 番 山本幹雄君 投票〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 11 番、大下議員。

〔仮議席 11 番 大下吉三郎君 投票〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 12 番、岡本安夫議員。

〔仮議席 12 番 岡本安夫君 投票〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 13 番、矢内議員。

〔仮議席 13 番 矢内作夫君 投票〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 14 番、石黒議員。

〔仮議席 14 番 石黒永剛君 投票〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 15 番、山田議員。

〔仮議席 15 番 山田弘治君 投票〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 16 番、西岡議員。

〔仮議席 16 番 西岡 正君 投票〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 17 番、鍋島議員。

〔仮議席 17 番 鍋島裕文君 投票〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 18 番、平岡議員。

〔仮議席 18 番 平岡きぬ糸君 投票〕

臨時議長（大下吉三郎君） 投票漏れは、ありませんか。
投票漏れはないと認めます。投票を終了いたします。

〔投票箱閉鎖〕

臨時議長（大下吉三郎君） これより開票を行います。
開票立会人の立会いをお願いします。

〔開 票〕

臨時議長（大下吉三郎君） 選挙の結果を報告いたします。
投票総数 18 票。うち有効投票 18。無効ゼロ。
有効投票のうち矢内作夫君 11 票。鍋島裕文君 4 票。山本幹雄君 2 票。松尾文雄君 1 票。
以上のとおりで、この選挙の法定得票数は、5 票です。よって、矢内作夫君が、議長に
当選されました。
議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

臨時議長（大下吉三郎君） ただ今、議長に当選されました、矢内作夫君が議長におられます

ので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

矢内作夫君の議長就任のあいさつを受けます。矢内議長、どうぞ。

〔議長 矢内作夫君 登壇〕

議長(矢内作夫君) ただ今は、大変、たくさんのご支援をいただきました。本当にこう、議長という、もう身に余る大役なわけですが、まあ、お引き受けをさせていただくことになりました。本当にありがとうございます。まあ、今後とも、ひとつよろしくご協力をお願いしたいというように思います。

少しだけ、自分自身の考え方を皆さんに申し上げて、ご支援をいただきたいというふうに思っております。

今回の町議選、私は、2つ、大きく2つのことを、皆さん方といいますが、個人演説会等々で、申し上げて来ました。その1つは、昨年の8月の災害復旧、復興、これをまあ、最優先にやるというようなお話をさせていただきました。

後1点は、その方と同時並行的に、行財政の改革をしなければならないということを申し上げて参りました。と言いますのも、平成17年に佐用町合併をいたしまして、10年間、平成27年までは、1つの合併特例期間ということで、飴の部分がございます。しかしながら、その期間も、もう5年を過ぎようとしています。そして、残された、この5年間で、何とかこう、しっかりとした佐用町に見合う身の丈に合った行政機関の形態を作り上げなければならないという、1つの大きな使命があります。そのために、飴の部分というのは、交付税のことではありますが、この交付税が、5年後には、必ず段階的に減って参ります。そうすると、今と同じような予算編成をしていますと、必ずこう、歳入欠陥というものが生まれます。この歳入欠陥を埋める方法というのは、2つあると思います。1つは、歳入の増を図る。そして、1つは、歳出の削減を図るということであろうというふうに思います。

私は、この今の佐用町の状況の中で、歳入の増というのは、多分、まあ99パーセント認められない、無理なんじゃないかというふうに思っております。

そういうことになりますと、歳出の削減を図らなければならない。その歳出の削減を図るには、どうしたらいいかということについて、私なりの考え方を、ずっとこうお話をさせていただきました。まあ、選挙期間中。まあ、そのことについて、かなりご批判があるんじゃないかと自分自身思っておったんですが、まあ、思わんご支援をいただきました。まあ、そういった中で、ひとつしっかり、そういったことを議会全体で、しっかりとこう、話し合って、協議していける、そういうふうな議会にできたらなというな思いで、今、気持ちであります。そういったことで、大変なこう、時期に議長お受けすることになったなというふうに思うんですが、まあ、ひとつ、そのへんもご理解をいただく中でご協力をいただきたい。私、あの、行政に携わる人間というのは、大きな1つのまあ、責任があるというふうに思っております。まあ、その責任の一番大きいのは、健全で、継続性のある行政機構を、いかに次の世代に託していくかということが、私は、一番大きな使命ではないかと、そういうふうに思っております。そういったことも含めて、何とかこう、しっかりとした行財政機構の確立に、皆さん方と共に、ご尽力、尽力をしたいというふうに思っておりますので、そういったことを含めて、ひとつ今後とも、2年間、力いっぱい、私なりに頑張りたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

まあ、簡単であります。就任のごあいさつとさせていただきます。ひとつよろしくお願いをいたします。

〔拍 手〕

臨時議長（大下吉三郎君） 矢内作夫君の議長就任のあいさつは、終わりました。
矢内作夫君、議長席にお着き願いたいと思います。
これで議長選挙は、終わりました。
臨時議長の職務は、全部終了いたしましたので、ご協力、ありがとうございました。

〔臨時議長退席〕

〔議長 矢内作夫君 議長席へ着席〕

議長（矢内作夫君） それでは、引き続き、会議を行います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい。

仮議席 17 番（鍋島裕文君） 新議長に一言申し上げます。新議会は、災害復興をはじめね、多くの問題が山積しております。そのために、議会の活性化ね、特に、求められている、これが、町民の声であります。その点からすれば、議会活性化のために、公平で民主的な運営、もう是非、留意されんことをね、強く最初に申し上げておきます。

議長（矢内作夫君） はい、しっかり、その意向だけは、酌みとって頑張っていきたいというふうに思っておりますので、ご協力、よろしくお願いします。
それでは、ここで暫時休憩をいたします。

午前 10 時 01 分 休憩

午前 10 時 05 分 再開

議長（矢内作夫君） はい、それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

日程第 3．議席の指定について

議長（矢内作夫君） 次は日程第 3 に入ります。
議席の指定についてを議題といたします。議席は会議規則第 4 条第 1 項の規定により、お手元に配布しました議席表により、議長より指定をいたします。
それでは、議席を指定いたします。

議会事務局長（大久保 八郎君） それでは、事務局の方から議席を呼ばさせていただきます。
1 番、石堂議員。2 番、新田議員。3 番、岡本義次議員。4 番、敏森議員。5 番、金谷議員。6 番、松尾議員。7 番、井上議員。8 番、笹田議員。9 番、高木議員。10 番、山本議員。11 番、大下議員。12 番、岡本安夫議員。13 番、石黒議員。14 番、山田議員。15 番、西岡議員。16 番、鍋島議員。17 番、平岡議員。18 番、矢内議員。以上でございます。

日程第４．選任第２号 会議録署名議員の指名

議長（矢内作夫君） それでは、続いて日程第４は、会議録署名議員の指名でございます。
会議録署名議員は、会議規則第 114 条の規定により、議長より指名をいたします。
１番、石堂 基君。２番、新田俊一君。

日程第５．選任第３号 会期の決定について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第５、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りをいたします。会期は、本日５月 10 日、１日限りといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議ないと認めます。よって、今期臨時会の会期は本日１日限り
と決定をいたしました。

日程第６．選挙第２号 佐用町議会副議長の選挙について

議長（矢内作夫君） 続いて、日程第６、佐用町議会副議長の選挙についてであります、
選挙に入る前に、副議長の任期についてお諮りをいたします。
佐用町議会の申し合わせにより、この任期は２年で、再任は妨げないということとなっ
ております。副議長の任期を２年とし、再任を妨げないということに決定することに異議
はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定をされました。
それでは、佐用町議会、副議長の選挙を行います。選挙は、投票で行います。
それでは、議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

議長（矢内作夫君） ただ今の出席議員数は 18 名であります。
お諮りいたします。会議規則第 31 条第 2 項の規定により、開票立会人 2 名を決めたい
と思います。開票立会人は、議長において指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議ないと認めます。よって、議長より指名をいたします。
３番、岡本義次君。４番、敏森正勝君。以上の両君を指名いたしたいと思います。これ
にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議ないと認めます。よって、このように決しました。
これより、投票用紙を配付させていただきます。

〔投票用紙配付〕

議長（矢内作夫君） 念のために申し上げておきますが、投票は、単記無記名であります。
投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔配付漏れなし〕

議長（矢内作夫君） 配付漏れは、ないと認めます。
投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（矢内作夫君） 異常なしと認めます。
ただ今から投票を行ないます。
投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、
順次投票をお願いいたします。

議会事務局長（大久保 八郎君） それでは、呼ばさせていただきます。
1 番、石堂議員。

〔 1 番 石堂 基君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 2 番、新田議員。

〔 2 番 新田俊一君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 3 番、岡本義次議員。

〔 3 番 岡本義次君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 4 番、敏森議員。

〔 4 番 敏森正勝君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 5 番、金谷議員。

〔 5 番 金谷英志君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 6 番、松尾議員。

〔 6 番 松尾文雄君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 7 番、井上議員。

〔 7 番 井上洋文君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 8 番、笹田議員。

〔 8 番 笹田鈴香君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 9 番、高木議員。

〔 9 番 高木照雄君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 10 番、山本議員。

〔 10 番 山本幹雄君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 11 番、大下議員。

〔 11 番 大下吉三郎君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 12 番、岡本安夫議員。

〔 12 番 岡本安夫君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 13 番、石黒議員。

〔 13 番 石黒永剛君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 14 番、山田議員。

〔 14 番 山田弘治君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 15 番、西岡議員。

〔 15 番 西岡 正君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 16 番、鍋島議員。

〔 16 番 鍋島裕文君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 17 番、平岡議員。

〔 17 番 平岡きぬ糸君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 18 番、矢内議長。

〔 18 番 矢内作夫君 投票 〕

議長（矢内作夫君） 投票漏れは、ありませんか。
投票漏れはないと認めます。投票を終了いたします。

〔 投票箱閉鎖 〕

議長（矢内作夫君） これより開票を行います。
開票立会人の立会いをお願いします。

〔 開 票 〕

議長（矢内作夫君） それでは、選挙の結果を報告をいたします。
投票総数 18 票。うち有効投票 18 票。無効投票ゼロ票です。
有効投票のうち新田俊一君 10 票。平岡きぬ糸君 4 票。山本幹雄君 2 票。松尾文雄君 1 票。山田弘治君 1 票。以上のとおりです。
この選挙の法定得票数は、5 票であります。よって、新田俊一君が、副議長に当選をされました。
議場の閉鎖を解きます。

〔 議 場 閉 鎖 〕

議長（矢内作夫君） ただ今、副議長に当選をされました、新田俊一君が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。
新田俊一君の副議長就任のあいさつを受けます。

〔 副議長 新田俊一君 登壇 〕

副議長（新田俊一君） ただ今、議員の皆さんによります選挙におきまして、副議長に選任されました。

詳しいことにつきましては、矢内議長の方から、いろいろと述べられたとおりでございます。私も副議長として、矢内議長を助けて、より良いこう、議会ができていきますように考えております。

また、18 名の議員の皆さんは、佐用町のために頑張って、佐用町をより良くするのが、当たり前のことだと、私は、思っております。いろいろとまあ、考え方もあると思うんですけども、それは、とにかく横に置いておいて、できるだけ皆が、よく考えて、いい方向に進んでいくように、努力をしていきたいと思っております。

私も、非常にこう、非才勉強でございまして、大したことはございませんけれども、熱意だけはありますので、どうか皆様のご支援をよろしく申し上げます。

それで、あいさついたします。ありがとうございました。

〔拍 手〕

議長（矢内作夫君） 新田俊一君の副議長就任のあいさつは終わりました。

日程第 7 . 選任第 5 号 佐用町議会常任委員会委員の選任について

議長（矢内作夫君） 次は日程第 7 に入ります。

日程第 7 は、佐用町議会常任委員会委員の選任についてであります。

常任委員の選任につきましては、希望する常任委員会とご自分の名前を、常任委員会希望用紙に記入し提出をお願いします。

なお、できる限り希望される常任委員会に所属していただきますが、定数を超過する委員会につきましては、議長が会議に諮って指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議ないと認めます。

また、議会運営委員の選任については、申し合わせにより、各常任委員会から 2 名を選出、その内 1 名は各常任委員長を充てることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議ないと認めます。

各常任委員会正・副委員長の選任については、常任委員会ごとに、選任をお願いをいたします。それに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） 異議なしと認めます。

なお、広報特別委員会委員の選任についても、申し合わせにより、各常任委員会から 2 名を選出していただくだようをお願いをいたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議ないと認めます。

ここで当局の皆様には、お知らせいたしますが、これ以後の日程は、しばらく議会内の案件が続きますので、議長が参集をかけるまで、それぞれの業務にお戻りいただいて結構でございます。

ここで暫時休憩といたします。

〔 当 局 退 席 〕

午前 10 時 21 分 休憩

午前 11 時 25 分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

常任委員会委員は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名をいたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議なしと認めます。よって、これより指名いたします。

事務局長より所属の委員会と、その氏名を朗読させます。

議会事務局長（大久保 八郎君） 佐用町議会常任委員会委員の選任について。地方自治法第109条に基づく佐用町議会委員会条例第2条の常任委員会委員を同条第7条第1項の規定により次のとおり指名する。

平成22年5月10日、佐用町議会議長、矢内作夫。

総務、松尾文雄議員、高木照雄議員、平岡きぬ糸議員、井上洋文議員、大下吉三郎議員、矢内作夫議長。

厚生委員、新田俊一議員、敏森正勝議員、石黒永剛議員、岡本義次議員、岡本安夫議員、鍋島裕文議員。

産業建設委員、石堂 基議員、笹田鈴香議員、山田弘治議員、金谷英志議員、山本幹雄議員、西岡 正議員。

以上でございます。

議長（矢内作夫君） ただ今、事務局長に朗読をさせましたとおり、それぞれ指名をいたしたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議ないと認めます。よって、指名のとおり、それぞれの常任委員会委員に選任をされました。

日程第8．佐用町議会常任委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（矢内作夫君） 次は日程第8に入ります。

佐用町議会常任委員会の委員長及び副委員長の選任についてであります。

委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において、互選するとなっております。

そこで、先ほど、各常任委員会で互選が行われ、委員長及び副委員長が決定をされておりますので、各常任委員長及び副委員長を、事務局長より、その氏名を朗読をさせます。

議会事務局長（大久保 八郎君） 佐用町議会常任委員会委員長及び副委員長の選任について。佐用町議会委員会条例第8条第2項の規定により、常任委員長及び副委員長の互選を行う。

平成22年5月10日、佐用町議会議長、矢内作夫。

総務委員長に、井上洋文議員。副委員長に、高木照雄議員。

厚生常任委員会に、岡本義次議員が委員長。副委員長に、岡本安夫議員。
産業建設常任委員会の委員長に、山田弘治議員。副委員長に、山本幹雄議員。以上で
ございます。

議長（矢内作夫君） ただ今、事務局長に朗読をさせましたとおり、それぞれ指名いたし
たいと思います。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議ないと認めます。よって、指名のとおり、各常任委員
会委員長及び副委員長に選任をされました。

日程第 9 . 佐用町議会運営委員会委員の選任について

議長（矢内作夫君） 次は日程第 9 に入ります。

佐用町議会運営委員会委員の選任についてであります。

議会運営委員会委員は、委員会条例第 4 条第 2 項及び第 7 条第 1 項の規定により、議長
より指名をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議ないと認めます。よって、これより指名をいたします。
事務局長よりその氏名を朗読させます。

議会事務局長（大久保 八郎君） 佐用町議会運営委員会委員の選任について、地方自治法第
109 条の 2 に基づく佐用町議会委員会条例第 4 条の 2 の議会運営委員会委員を、同条 7 条
第 1 項の規定により、次のとおり指名する。

平成 22 年 5 月 10 日、佐用町議会議長、矢内作夫。

議会運営委員会、井上洋文議員、岡本義次議員、山田弘治議員、高木照雄議員、岡本安
夫議員、金谷英志議員。以上でございます。

議長（矢内作夫君） はい、ただ今、事務局長に朗読させましたとおり、それぞれ指名を
いたしたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議ないと認めます。よって、指名のとおり、それぞれ佐
用町議会運営委員会委員に選任をされました。

日程第 10 . 佐用町議会運営委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（矢内作夫君） 次は日程第 10 に入ります。

佐用町議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任についてであります。委員長及び

副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選をするとあります。

そこで先ほど、議会運営委員会で互選が行われ、委員長および副委員長が決定をしておりますので、事務局長より、その氏名を朗読させます。

議会事務局長(大久保 八郎君) 佐用町議会運営委員会委員長及び副委員長の選任について。
佐用町議会委員会条例第8条第2項の規定により、議会運営委員長及び副委員長の互選を行う。

平成22年5月10日、佐用町議会議長、矢内作夫。

議会運営委員会委員長、岡本安夫議員。副委員長に、高木照雄議員。以上でございます。

議長(矢内作夫君) ただ今、事務局長に朗読をさせましたとおり、それぞれ指名をいたしたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(矢内作夫君) ご異議なしと認めます。よって、指名のとおり、佐用町議会運営委員会委員長及び副委員長に選任をされました。

日程第11．佐用町議会特別委員会の設置及び委員定数について

議長(矢内作夫君) 次は日程第11に入ります。

佐用町議会特別委員会の設置及び委員定数についてであります。

議会広報誌編集のため、委員会条例第5条の規定により、6名による、議会広報特別委員会を設置することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(矢内作夫君) はい、ご異議ないと認めます。よって、そのように決しました。

日程第12．佐用町議会特別委員会委員の選任について

議長(矢内作夫君) 次は日程第12に入ります。

佐用町議会特別委員会委員の選任についてであります。

議会広報特別委員会委員は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名をいたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(矢内作夫君) ご異議なしと認めます。よって、これより指名をいたします。
事務局長よりその氏名を朗読させます。

議会事務局長(大久保 八郎君) 佐用町議会特別委員会委員の選任について。佐用町議会委

員会条例第7条第1項の規定により、特別委員会委員を次のとおり指名する。

平成22年5月10日、佐用町議会議長、矢内作夫。

委員会名は、議会広報特別委員会。委員につきましては、松尾文雄議員、敏森正勝議員、石堂基議員、平岡きぬゑ議員、鍋島裕文議員、金谷英志議員。以上でございます。

議長（矢内作夫君） 　　ただ今、事務局長に朗読させましたとおり、それぞれ指名をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） 　　はい、ご異議なしと認めます。よって指名のとおり、それぞれ議会広報特別委員に選任をされました。

日程第13．佐用町議会特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（矢内作夫君） 　　次は、日程第13に入ります。

佐用町議会特別委員会委員長及び副委員長の選任についてであります。

委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において、互選するとなっております。

そこで、先ほど、議会広報特別委員会で互選が行われ、委員長及び副委員長が決定をされておりますので、事務局長よりその氏名を朗読させます。

議会事務局長（大久保 八郎君） 　佐用町議会特別委員会委員長及び副委員長の選任について、佐用町議会委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会委員長及び副委員長の互選を行う。

平成22年5月10日、佐用町議会議長、矢内作夫。

議会広報特別委員会の委員長に、鍋島裕文議員。副委員長に、石堂基議員。以上でございます。

議長（矢内作夫君） 　　はい、ただ今、事務局長に朗読をさせましたとおり、それぞれ指名いたしたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） 　　はい、異議なしと認めます。よって、指名のとおり、それぞれ議会広報特別委員会の委員長及び副委員長に選任をされました。

日程第14．選挙第3号 播磨高原広域事務組合議会議員の選挙について

議長（矢内作夫君） 　　次は日程第14に入ります。

日程第14、播磨高原広域事務組合議会議員の選挙について、議題といたします。

なお、播磨高原広域事務組合同規約第5条の規定により、組合議会議員の定数は5名。第5条第2項の1の規定により1名は議長を充てることとなっております。4名の組合議員

を、選出することになっております。

それでは、播磨高原広域事務組合議会議員の選挙は投票で行います。
議場を閉鎖します。

〔 議 場 閉 鎖 〕

議長（矢内作夫君） ただ今の出席議員数は、18 名であります。

お諮りをいたします。会議規則第 31 条第 2 項の規程により、開票立会人 2 名を決めたいと思います。開票立会人は議長において指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議ないと認めます。よって、議長より指名をいたします。

5 番、金谷英志君。6 番、松尾文雄君。以上の両君を指名をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお事前に、立候補の周知をしておりませんので、全議員が被選挙人となることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） よって、そのように決しました。

これより投票用紙を配ります。

念のために申し上げておきますが、投票は単記無記名であります。

〔 投票用紙配付 〕

議長（矢内作夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔 配付漏れなし 〕

議長（矢内作夫君） 配付漏れは、ないと認めます。

投票箱を点検をいたします。

〔 投票箱点検 〕

議長（矢内作夫君） はい、異常なしと認めます。

これより、投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いをいたします。

議会事務局長（大久保 八郎君） 1 番、石堂議員。

〔 1 番 石堂 基君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 2 番、新田議員。

〔 2 番 新田俊一君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 3 番、岡本義次議員。

〔 3 番 岡本義次君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 4 番、敏森議員。

〔 4 番 敏森正勝君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 5 番、金谷議員。

〔 5 番 金谷英志君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 6 番、松尾議員。

〔 6 番 松尾文雄君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 7 番、井上議員。

〔 7 番 井上洋文君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 8 番、笹田議員。

〔 8 番 笹田鈴香君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 9 番、高木議員。

〔 9 番 高木照雄君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 10 番、山本議員。

〔 10 番 山本幹雄君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 11 番、大下議員。

〔 11 番 大下吉三郎君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 12 番、岡本安夫議員。

〔 12 番 岡本安夫君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 13 番、石黒議員。

〔 13 番 石黒永剛君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 14 番、山田議員。

〔 14 番 山田弘治君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 15 番、西岡議員。

〔 15 番 西岡 正君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 16 番、鍋島議員。

〔 16 番 鍋島裕文君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 17 番、平岡議員。

〔 17 番 平岡きぬ糸君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 18 番、矢内議長。

〔 18 番 矢内作夫君 投票 〕

議長（矢内作夫君） 投票漏れは、ありませんか。
投票漏れはないと認めます。投票を終了いたします。

〔 投票箱閉鎖 〕

議長（矢内作夫君） これより開票を行います。
開票立会人の立会いをお願いいたします。

〔 開 票 〕

議長（矢内作夫君） それでは、選挙の結果を報告をいたします。

投票総数 18 票。うち有効投票 18 票。無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち岡本義次君 5 票。大下吉三郎君 5 票。金谷英志君 4 票。松尾文雄君 3 票。
山本幹雄君 1 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、2 票であります。よって、岡本義次君、大下吉三郎君、金谷英志君、松尾文雄君、そして、議長の私が、播磨高原広域事務組合議会議員に、当選をいたしましたので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、岡本義次君、大下吉三郎君、金谷英志君、松尾文雄君に当選の告知をいたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔 議 場 開 鎖 〕

日程第 15 . 選挙第 4 号 にしはりま環境事務組合議会議員の選挙について

議長（矢内作夫君） 次は日程第 15 に入ります。

にしはりま環境事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

にしはりま環境事務組合組合規約第 5 条の規定により、組合議会議員 4 名とありますが、佐用町議会の申し合わせにより、定数 4 名の内、1 名は議長を充て、3 名を選出することとなっておりますのでよろしく願いをいたします。

それでは、にしはりま環境事務組合議会議員の選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔 議 場 閉 鎖 〕

議長（矢内作夫君） ただ今の出席議員数は、18 名であります。

お諮りをいたします。会議規則第 31 条第 2 項の規程により、開票立会人 2 名を決めたいと思います。開票立会人は議長において指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、議長より指名をいたします。

7 番、井上洋文君。8 番、笹田鈴香君。以上の両君を指名をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議ないと認めます。よって、そのように決しました。

なお事前に、立候補の周知をしておりますので、全議員が被選挙人となることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

これより投票用紙を配ります。

念のために申し上げておきますが、投票は単記無記名でお願いをいたします。

〔 投票用紙配付 〕

議長（矢内作夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔 配付漏れなし 〕

議長（矢内作夫君） 配付漏れは、ないと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（矢内作夫君） はい、異常なしと認めます。

これより、投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、
順次投票をお願いいたします。

議会事務局長（大久保 八郎君） 1 番、石堂議員。

〔 1 番 石堂 基君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 2 番、新田議員。

〔 2 番 新田俊一君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 3 番、岡本義次議員。

〔 3 番 岡本義次君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 4 番、敏森議員。

〔 4 番 敏森正勝君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 5 番、金谷議員。

〔 5 番 金谷英志君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 6 番、松尾議員。

〔 6 番 松尾文雄君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 7 番、井上議員。

〔 7 番 井上洋文君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 8 番、笹田議員。

〔 8 番 笹田鈴香君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 9 番、高木議員。

〔 9 番 高木照雄君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 10 番、山本議員。

〔 10 番 山本幹雄君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 11 番、大下議員。

〔 11 番 大下吉三郎君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 12 番、岡本安夫議員。

〔 12 番 岡本安夫君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 13 番、石黒議員。

〔 13 番 石黒永剛君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 14 番、山田議員。

〔 14 番 山田弘治君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 15 番、西岡議員。

〔 15 番 西岡 正君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 16 番、鍋島議員。

〔 16 番 鍋島裕文君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 17 番、平岡議員。

〔 17 番 平岡きぬ糸君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 18 番、矢内議長。

〔 18 番 矢内作夫君 投票 〕

議長（矢内作夫君） はい、投票漏れは、ありませんか。
投票漏れはないと認めます。投票を終了いたします。

〔 投票箱閉鎖 〕

議長（矢内作夫君） これより開票を行います。
開票立会人の立会いをお願いいたします。

〔 開 票 〕

議長（矢内作夫君） それでは、選挙の結果を報告をいたします。

投票総数 18 票。有効投票 18 票。無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち新田俊一君 5 票。西岡 正君 5 票。鍋島裕文君 4 票。松尾文雄君 3 票。山本幹雄君 1 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、2 票であります。よって、新田俊一君、西岡 正君、鍋島裕文君、そして、議長の私が、にしはりま環境事務組合議会議員に当選しましたので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、新田俊一君、西岡 正君、鍋島裕文君に、当選の告知をいたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔 議 場 開 鎖 〕

議長（矢内作夫君） それでは、暫時休憩をいたします。

午前 1 1 時 5 7 分 休憩

午後 0 1 時 2 7 分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、まだ 3 分ほど前なんですが、全員お揃いでありますので、休憩を解き、会議を続行いたします。

日程第 16 . 選挙第 5 号 佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合議会議員の選挙について

議長（矢内作夫君） 次は日程第 16 に入ります。

佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合議会議員は、同組合規約第 5 条の規定により、組合議会議員の定数 3 名、第 6 条第 1 項の規定により 1 名は議長を充てることになり、2 名の組合議員を選出することになっております。

それでは、佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合議会議員の選挙は投票で行います。議場を閉鎖します。

〔 議 場 閉 鎖 〕

議長（矢内作夫君） ただ今の出席議員数は、18 名であります。

お諮りをいたします。会議規則第 31 条第 2 項の規程により、開票立会人 2 名を決めたいと思います。開票立会人は議長において指名をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、議長より指名をいたします。

9 番、高木照雄君。10 番、山本幹雄君。以上の両君を指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議ないと認めます。よって、そのように決しました。
なお事前に、立候補の周知をしておりませんので、全議員が被選挙人となることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議ないと認めます。よって、そのように決しました。
これより投票用紙を配ります。
念のために申し上げておきますが、投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

議長（矢内作夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔配付漏れなし〕

議長（矢内作夫君） 配付漏れは、ないと認めます。
投票箱を点検をいたします。

〔投票箱点検〕

議長（矢内作夫君） はい、異常なしと認めます。
これより、佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合議会議員の選挙を行います。
投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、
順次投票をお願いをいたします。

議会事務局長（大久保 八郎君） それでは、1番、石堂議員。

〔1番 石堂 基君 投票〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 2番、新田議員。

〔2番 新田俊一君 投票〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 3番、岡本義次議員。

〔3番 岡本義次君 投票〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 4番、敏森議員。

〔4番 敏森正勝君 投票〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 5番、金谷議員。

〔 5 番 金谷英志君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 6 番、松尾議員。

〔 6 番 松尾文雄君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 7 番、井上議員。

〔 7 番 井上洋文君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 8 番、笹田議員。

〔 8 番 笹田鈴香君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 9 番、高木議員。

〔 9 番 高木照雄君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 10 番、山本議員。

〔 10 番 山本幹雄君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 11 番、大下議員。

〔 11 番 大下吉三郎君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 12 番、岡本議員。

〔 12 番 岡本安夫君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 13 番、石黒議員。

〔 13 番 石黒永剛君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 14 番、山田議員。

〔 14 番 山田弘治君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 15 番、西岡議員。

〔 15 番 西岡 正君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 16 番、鍋島議員。

〔 16 番 鍋島裕文君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 17 番、平岡議員。

〔 17 番 平岡きぬゑ君 投票 〕

議会事務局長（大久保 八郎君） 18 番、矢内議長。

〔 18 番 矢内作夫君 投票 〕

議長（矢内作夫君） はい、投票漏れは、ありませんか。
投票漏れはないと認めます。投票を終了いたします。

〔 投票箱閉鎖 〕

議長（矢内作夫君） これより開票を行います。
開票立会人の立会いをお願いします。

〔 開 票 〕

議長（矢内作夫君） それでは、選挙の結果を報告をいたします。
投票総数 18 票。うち有効投票 18 票。無効投票ゼロ票です。
有効投票のうち平岡きぬゑ君 7 票。敏森正勝君 6 票。井上洋文君 5 票。以上のとおりであります。
この選挙の法定得票数は、3 票です。よって、平岡きぬゑ君、敏森正勝君、そして、議長の私が、当選しましたので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、平岡きぬゑ君、敏森正勝君に、当選の告知をいたします。
議場の閉鎖を解きます。

〔 議 場 開 鎖 〕

〔 西岡君 挙手 〕

議長（矢内作夫君） はい、西岡議員。

15 番（西岡 正君） 動議を提出したいと思います。
今日、朝、全員の皆さん方の前にも、まあお願いをしたわけでありませうけれども、台風 9 号の災害復旧・復興対策特別委員会の設置の旨、動議を提出いたします。

議長（矢内作夫君） ただ今、西岡 正君から、特別委員会の設置について、動議が提出されました。賛成の方ありますか。

〔 賛成者 挙手 〕

議長（矢内作夫君） 所定の賛成者がおりますので、この動議は成立をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 0 1 時 3 8 分 休憩

午後 0 1 時 4 0 分 再開

議長（矢内作夫君） 休憩を解き、会議を再開をいたします。

西岡議員からの動議を日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、議題とすることについて、採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。

本動議に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員と認めます。よって、台風 9 号災害復旧・復興対策特別委員会の設置についての動議を、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第 1 . 台風 9 号災害復旧・復興対策特別委員会設置に関する決議

議長（矢内作夫君） 台風 9 号災害復旧・復興対策特別委員会の設置について、提出者の説明を求めます。西岡 正君。

〔 15 番 西岡 正君 登壇 〕

15 番（西岡 正君） それじゃあ、失礼します。

台風 9 号災害復旧・復興対策特別委員会設置に対する提案理由の説明を申し上げます。

皆さん方もご存知のように、今年の 8 月の 9 日に、台風 9 号、佐用郡の誰もが経験をしたことのない甚大な被害を被りました。

そして、まだ今なお、2 名の方の行方が分からない。そして 18 名の方が、お亡くなりになった。そういう状況を踏まえる中で、まだ見つかっていない皆さん方に対しても、心の痛むところであります。

改選以前にも設置をされ、そして、町当局と、いろんな議論をしてきたわけでありすけれども、今回の災害については、復旧・復興に対して、5 年かかるといわれております。そういう状況から、今、特に、護岸については、地域に説明をしているというのが現状であります。そうした中で、もう早くも、何人かの皆さん方から、その護岸の改修、復旧・復興について、いろんな意見が出ているのも現状であります。

そうした中で、そうした意見を、われわれチェック機関として、行政に反映していかなければならないと思っております。議員各位におかれましては、十分ご審議の上、本案件可決していただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明いたします。以上です。

議長（矢内作夫君） 発議に対する提出者の説明は終わりました。

これより発議に対する質疑に入ります。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長(矢内作夫君) 質疑ないと認めます。これで発議に対する質疑を終結をいたします。
これより発議に対する討論に入ります。

〔討論なし〕

議長(矢内作夫君) これで、発議に対する討論を終結をいたします。
台風9号災害復旧・復興対策特別委員会の設置について、採決をいたします。この採決は挙手によって行ないます。
決議案のとおり可決することに賛成の方の、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長(矢内作夫君) 挙手、全員と認めます。よって決議のとおり決定をいたしました。
ここで、暫時休憩をいたします。

午後01時45分 休憩

午後02時03分 再開

議長(矢内作夫君) 休憩を解き、会議を再開をいたします。

追加日程第2．特別委員会委員の選任について

議長(矢内作夫君) 次は追加日程第2に入ります。
台風9号災害復旧・復興対策特別委員会委員の選任についてであります。台風9号災害復旧・復興対策特別委員会委員は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名をいたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(矢内作夫君) ご異議なしと認めます。よって、これより指名をいたします。
お手元に配付の名簿のとおり、それぞれ指名をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(矢内作夫君) はい、ご異議なしと認めます。よって、指名のとおり、それぞれ、台風9号災害復旧・復興対策特別委員会委員に、選任をされました。

追加日程第3．特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長(矢内作夫君) 次は追加日程第3に入ります。

台風 9 号災害復旧・復興対策特別委員会委員長及び副委員長の選任についてであります。
委員長及び副委員長は、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、委員会において、互選
するとなっております。

そこで、先ほど、台風 9 号災害復旧・復興対策特別委員会で互選が行われ、委員長及び
副委員長が決定をされておりますので、事務局長よりその氏名を朗読させます。

議会事務局長（大久保 八郎君） 台風 9 号災害復旧・復興対策特別委員会委員長に、石黒永
剛議員。副委員長に岡本安夫議員。以上でございます。

議長（矢内作夫君） ただ今、事務局長に朗読をさせましたとおり、それぞれ指名をいた
したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、指名のとおり、それぞれ台
風 9 号災害復旧・復興対策特別委員会の委員長及び副委員長に選任をされました。
ここで、暫時休憩をいたします。

午後 0 2 時 0 6 分 休憩

午後 0 2 時 5 1 分 再開

〔当局着席〕

議長（矢内作夫君） それでは、休憩を解き、会議を再開をいたします。

日程第 17．同意第 3 号 佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについて

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 17 に入ります。

同意第 3 号、佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたしま
す。

お手元に議案書を配布いたしておりますので、事務局長に朗読をさせます。

議会事務局長（大久保 八郎君） 同意第 3 号、佐用町監査委員の選任につき同意を求め
ることについて、次の者を佐用町監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第
67 号）第 196 条の規定により、議会の同意を求める。

平成 22 年 5 月 10 日提出。佐用町長、庵逄典章。

記。現住所、佐用町漆野 418 番地。氏名、敏森正勝。生年月日、昭和 20 年 3 月 28 日生。
以上でございます。

議長（矢内作夫君） はい、事務局長の朗読が終わりました。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第3号、佐用町監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

議会選出の本町監査委員に、議会役員構成の中でご推薦をいただきました敏森正勝氏を本町監査委員として選任いたしたく、地方自治法第196条の規定により提案をいたします。ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

この際、お諮りをいたします。本案につきましては、人事案件でありますので、議事の順序を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、それでは、本案についての採決に入ります。

同意第3号について、原案のとおり同意することに賛成の方の、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員と認めます。よって本案は、原案のとおり同意されました。

日程第18、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号 佐用町災害復興計画フォローアップ委員会条例の一部を改正する条例）

議長（矢内作夫君） 次は日程第18に入ります。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配布をいたしており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

まず承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町災害復興計画フォローアップ委員会条例の一部を改正する条例、専決第3号を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程いただきました専決第3号、災害復興計画フォローアップ委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明申し上げます。

平成22年4月の役場行政組織の再編に伴い、災害復興対策室とまちづくり課を統合し、企画防災課を新設いたしました。このため、災害復興計画フォローアップ委員会条例の第7条中の委員会の事務局、佐用町災害復興対策室を佐用町企画防災課に改めるものでございます。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
本案につきましては、本日即決いたします。
これから質疑を行ないます。質疑ありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田鈴香君。

8 番（笹田鈴香君） この条例自体は、いいんですけども、行政組織の変更ということで、こう変わっただけなんですけど、ただしその、課が減ったり、それ、室が増えたために、一般の方、また私達でも、今、そうなんですけど、中々、課とか室のことが分かりにくいということで、是非、一覧表にして、住民等に、また、議会の方にも、是非提出して欲しいと思うんですが、そのへんは、いかがでしょうか。

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 課の設置等につきましては、広報においてですね、既に、住民の皆さんにも、お知らせをしておりますけれども、今後、今度の自治会長会にはですね、その職務分担表についても、皆さんにお渡しさせていただいて、周知徹底を図りたいというふうに思っております。
その表につきましてはですね、議会議員の皆さん方にも、配布をさせていただきます。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） あの、広報のこれじゃなくって、それぞれの課長とか、全部書いた、

議長（矢内作夫君） もうちょっと、マイク近づけて話してくれませんか。

8 番（笹田鈴香君） 広報には、これがちゃんと出ているんですけども、その課長の名前とか、職員の名前も付いた分を配布していただけるわけですね。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ただ今、申し上げましたとおりですね、そうした職務分担表を、この、整備して、お渡しをさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。他に、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） それでは、質疑ないようですので、これで、本案に対する質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結いたします。これより本案についての採決に入ります。

承認第3号を原案のとおり承認することに賛成の方の、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員と認めます。よって承認第3号は、原案のとおり承認をされました。

日程第19．承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第19に入ります。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、専決第4号を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました、専決第4号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法等の一部改正が、平成22年4月1日から施行されることに伴い、市町村の賦課に関する基準が改正されました。

まず第2条第1項及び第3項では、国民健康保険の医療費課税額の課税限度額を3万円引き上げ、50万円に。また、後期高齢者支援金等課税額の限度額を1万円引き上げ13万円に改定するものでございます。

第3条については、所得割の算定基準に、特例対象被保険者等の所得金額の100分の30に相当する金額とする特例措置が加えられました。

第23条については、国民健康保険税の課税額の減額措置にかかる基準を見直し、医療費課税額は、上限50万円に。また、後期高齢者支援金等課税額の限度額を13万円に改定するものでございます。

第24条の2では、特例対象被保険者にかかる軽減措置について、倒産や解雇等で職を失った方が、申告書に雇用保険受給者資格者証を添付して軽減が受けられる制度になりました。

以上で、国民健康保険税の一部を改正する条例について、趣旨をご理解いただき、ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は、終わりました。

本案につきましても、本日即決いたします。
これから質疑を行ないます。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡きぬ糸君。

17 番（平岡きぬ糸君） まず、1つは、年間限度額 47 万円を 50 万円に引き上げる。

それから後期高齢者支援金課税額の限度額 12 万を 13 万に引き上げるという、この点について、伺いたいんですが、年間の所得、いくらの方が、その最高限度額 47 万円の課税になるのでしょうか、その点で、関係する世帯は、どれぐらいありますか。

所得でいって、一番、いろんな方があると思うんですけど、所得で、一番低い人で、年間いくらで、その最高限度額になりますか。その点。明らかにしてください。

それと、47 万から 50 万円に 3 万円引き上げられるということで、それに伴って、影響がある世帯は、どれぐらい出ますか。これは、50 万になる限度額、それから、後期高齢者支援金、いずれも、その点について、お願いします。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 失礼します。今回、住民課の方に来ました谷口と言います。よろしくをお願いします。

ただ今の平岡議員さんからの質問でございますけれども、この限度額につきまして、47 万が 50 万、12 万が 13 万に引き上げられましたけれども、それにつきまして、試算をしてみますと、国保税の医療分につきまして、所得割と資産割、それから均等割と世帯割という形で、合算されまして、50 万円ということになります。その中で、試算しますと、いろいろこう、特定の限られた資産とか、所得につきましては、まあ、それぞれ所得の多い方、また資産、固定資産とか、山とか、そういうのが多い方、それぞれ一概にこう、言えないわけですが、試算してみますと、約 800 万円ぐらいが、その 50 万円の限度額になるんじゃないかと思います。

まあ、800 万円に 5.6 かけますと、42、3 万になるかと思いますが、それに資産割とか均等割、平等割、世帯割を足しますと、50 万円ぐらいになって、そういう家庭が、今度の改定に影響するところでございます。

件数にいたしましては、昨年の課税で調べますと、一応、35 件ということ調べております。

以上でございます。

議長（矢内作夫君） 平岡議員、よろしいですか。

17 番（平岡きぬ糸君） 後期高齢者は同じですか。違うのかな。

医療の関係の回答があったんですけど、後期高齢支援金の、この額についての条例分、改正分については、同じなんですか。その今言われた数字というか、関係する世帯として、昨年に比べて 35 件が対象になりますということでもいいんですか。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） ああ、失礼しました。

医療分と後期高齢者支援分、この分は、合算いたしますので、医療分の 100 分の 5.6。それから、支援金分の 100 分の 1、トータルで 100 分の 6.6 となりますけれども、それも含めて、資産割、個人割、世帯割を合算いたしまして、50 万と 13 万になるということで、件数といたしましては、その 35 件が該当してくると思います。はい。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬ糸君） まあ、先ほど、その医療分でも、所得、資産、いろいろあるから、それを合算して、限度額になる、一概には言えないということなんですけれども、いわゆる給与所得のね、で、言うならば、資産は別にして、所得で言うならば、一番低い人で、まあ、どれぐらいで、その限度額になりますか。47 万円、いや 50 万円になる限度額の対象いうたら、どれぐらいの所得の人だったら、そうなるのか、お願いします。

議長（矢内作夫君） 今、800 万言うたん違うん。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） ええっと、まあ、これは、本当にこう、高額所得者ということで、所得だけで割りますと、医療分と支援分と含めまして、757 万 5,000 円以上の方が、50 万の限度額になるかと思います。計算上なります。

議長（矢内作夫君） はい、分かりました。よろしいか。

17 番（平岡きぬ糸君） はい、それについてはね。他にもありますけど。

議長（矢内作夫君） 他に。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上議員。

7 番（井上洋文君） ちょっと、1 件だけお聞きしたいんですけど、今回、条例改正になるんですけど、これはどんなんですか、22 年度の予算は、この条例改正を、見込んで、やられておるんかどうか。そこらは。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 私、そこまで、ちょっと把握できておりません。調べて参ります。
失礼します。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

7 番（井上洋文君） はい。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） まあ、何が聞きたいかって、その限度額の関係ではね、高額所得者だから、止むを得ないんだというのは、従来の当局の答弁なんですね。それで、果たして、今の国保税が、限度額超えるのは、高額所得者かという点でね、やっぱりきちっと聞いておきたいということなんです。

それで、所得割、医療費分で所得割は 5.6 パーセントですから、例えば、800 万円の所得ということになればね、これ所得だけでも 45 万円ですから、例えば、3 人家族ですとね、均等割、平等割で、もう 7 万円超えるんですよ。均等割が 1 人 1 万 7,000 円で、3 人で、5 万数千円。それから、平等割が 1 万 9,000 円ですから、約、7 万超えるんですね。だから、平等割、均等割で、例えば、47 万円超えるとしたら、47 万引く 7 万円で、40 万円。で、40 万円のうち、普通、田舎のことですから、資産割がありますが一、固定資産税持っているんだから。そういうことからしたらね、果たして、800 万円ってことあり得ないね。資産割もあるんだから。平等割、均等割あるしね。で、それで、果たしてね、500 万、その程度の、私の試算では、もう、500 万円やそこらではね、47 万円を超えるという計算するんだけど、実態として、もしも、つかんでおられるんだしたら、47 万円を超えた限度額の方でね、所得が、最低の人は、どの程度なのかと。本町でね。そのあたりを、厳密にチェックされてませんか。

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 私の場合、ちょっと、件数の 35 件を聞いて、ちょっと、その細かな数字は、持ち合わせておりません。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡きぬ系君。

17 番（平岡きぬ系君） 24 条の次に、1 条を加えるということで、特例対象保険者の関係

が出ています。今回、これは、雇用保険の受給資格を持つ人、それから、そうではない人についてということなんですけれど、具体的に、その特例対象被保険者というのは、どういう対象の人が、ちょっと具体的に説明をお願いします。

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 今度の5月号の広報でも載しておるんですけども、特定受給資格者といましては、解雇になった方。それから、天災などで事業継続不能となったことによる解雇。雇い止め。それから事業所移転に伴う自己都合退職等が、この特例受給資格者に、いや、特例対象被保険者に該当するようになっております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡きぬ糸君。

17番（平岡きぬ糸君） あのまあ、雇用保険に、会社なんか、解雇された場合、その保険に入っている事業所に限らず、その入られてないとか、それから、会社の都合ではなくって、実態としては会社なんだけど、自分で辞めたような形になるとか、そういう、いろいろなケースがあるかと思うんですけど、そういう、今言ったような例の場合も、この対象者としては扱われるのですか。その点をお聞きします。

議長（矢内作夫君） 今、そがいて言うたん違うん。
はい、住民課長。
今、住民課長、そないに説明したん違うん。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい。

住民課長（谷口行雄君） ええっと、私も、ちょっと、本当に勉強不足で申し訳ないんですけども、あんまり細かなこと分かりません。今、聞かれました、そういう特例対象者が、どこまでいうことで、まあ、ここにある、ハローワーク等、厚生労働省が出されてます物、見てみますと、倒産とか雇用などによる離職者、雇い止めなどによる離職者等にされた方ということで、まあ、今のところ、そのへんまでの回答しかできないんで、申し訳ありませんけども、お願いします。

議長（矢内作夫君） はい、平岡議員、それで理解できますか。
はい、他に。ないようですので、これで、本案に対する質疑を終結いたします。
これより本案に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡きぬ糸君。

17 番（平岡きぬ糸君） 本条例改正案に対して、反対の討論を行います。

今回の改正は、課税限度額の保険税負担を引き上げるというものですが、住民の負担能力をはるかに超える、現在、保険税額になっております。特に、国保は、年金生活者など、無職者、無、職業ない人ね。などが多く占めております。国の手厚い援助があって、初めて成り立つ医療保険です。国庫負担を、1984 年当時の水準に、計画的に戻すことで、加入者に負担を押し付けず、国保財政を再建することが求められております。

しかし、国保財政は、自治事務であり、個別の対応は、市町村の裁量に委ねられております。町独自の努力を求めるところです。生活実態に即した、免除や軽減が図られるよう、求めます。

税制改悪に連動した、国保税限度額の引き上げは、認められないので、反対いたします。

議長（矢内作夫君） 次、賛成討論ありますか。反対討論はありますか。

はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。

承認第 4 号を原案のとおり承認することに賛成の方の、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、多数と認めます。よって承認第 4 号は、原案のとおり承認をされました。

日程第 20 . 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 5 号 佐用町税条例の一部を改正する条例）

議長（矢内作夫君） 次は日程第 20 に入ります。

承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町税条例の一部を改正する条例、専決第 5 号を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程いただきました専決第 5 号、佐用町税条例の一部を改正する条例について、提案のご説明を申し上げます。

平成 22 年 4 月 1 日、地方税法の一部を改正する法律が平成 22 年 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日から施行されることに伴い、同日から施行が必要な部分について町税条例の改正を行いました。

まず、第 36 条の 3 の 2 でございますが、平成 23 年 1 月 1 日から、給与の支払いを受ける者等で、所得税法の規定により扶養控除等の申告書等を提出する者については、毎年給与等の支払いを受ける日の前日までに扶養親族に関する事項を記載した申告書を町長に提出することに改正しました。

第 44 条 2 項から 4 項におきましては、公的年金からの特別徴収の対象とならない 65 歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等に係る所得割額を、給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与からの特別徴収の方法によ

り徴収することができるように改正をいたしました。

続きまして、第 95 条並びに附則第 16 条の 2、たばこ税に関しましては、10 月 1 日から税率が改正されることに伴い、町税に係る税率をそれぞれ 1,000 本あたり 4,618 円、2,190 円に改めました。

附則第 16 条の 3 におきましては、商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座において管理されている上場株式等に係る小額配当並びに譲渡については、平成 25 年度から個人町民税を課さないとするものでございます。

ご承認賜りますように、お願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

これから質疑を行ないます。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） まず、今、当局提案の、地方税法改正に伴う本条例の改正、提案でありますけれども、ご存知のように地方税法の 1 つのポイントとなったのが、子ども手当関係の年少特定扶養控除の廃止という、この地方税法の重要な内容が含まれています。

まあ、私は、それをしなさいと言っているんじゃないんですけれども、法が変わって、子ども手当が、もう 6 月から支給されるという状況。

それから、住民税、町県民税の納付書通知が、来月にはもう発送されるという状況の中ですね、この年少特定扶養控除の廃止というのは、本町において、どのような内容で、扱われるのか、その点まず、伺っておきます。

〔税務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、税務課長。

税務課長（保井正文君） はい、鍋島議員のご質問ですが、直接、町長の提案説明でも、町税そのもの、税条例そのものに影響なかったんで、提案いたしませんでしたが、ご指摘のところにつきましては、町税条例の方では、第 34 条の 2 条で、地方税法の 314 条の 2 第 1 項各号に掲げるものによるというような形で、基本的に扶養控除等は、町民税と県民税合わせた住民税の控除額に相当しますので、町税条例自体では、触っておりませんが、おっしゃるように、中学生までは、33 万円の扶養控除が廃止。それから、高校生につきましては、上乗せ分、特定扶養の上乗せ分が廃止になっております。

で、現実的には、今年度試行ということで、来年、23 年度から本格的に子ども手当が支給されますので、町税におきましては、24 年度課税から、この扶養控除が廃止というのが影響して参ります。

議長（矢内作夫君） 鍋島議員、よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、あの、ちょっと確認だけしたいんだけど、年少特定扶養控除の廃止については、本年度試行ということだね、具体的に、来月の町県民税の納付書には、一切影響を与えないということを、それを確認しておきたいんですけど、間違いありませんか。

議長（矢内作夫君） はい、税務課長。

税務課長（保井正文君） 先ほど申し上げましたように、24 年度から影響ということで、今年度は、影響いたしておりません。

議長（矢内作夫君） 他にありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、もう 1 点ね、1 つは、例の公的年金受給者で、44 条の関係ですね、公的年金受給者で、給与所得のある方は、この改正では、給与所得から、住民税の所得割、均等割合算額を、給与所得から天引するという、今、説明されました。

それで、その内容についてはね、普通徴収を申請すればできるというふうになってますけども、それで伺いたいのは、そういう内容になっているけれども、一昨年の、いわゆる年金だけの受給者が、年金から天引になった時にね、そういった内容が徹底されているかどうか。つまり、そういう普通申請でね、申請があって、そのような扱いにされてるのかどうかですね。そのあたりの実態はどうなんでしょう。

議長（矢内作夫君） はい、税務課長。

税務課長（保井正文君） 非常に申し訳ございませんが、いよいよのところは、精査いたしておりません。ただ、そういった形で、変更された方もいらっしゃるよう存じております。

それで、まあ、重複するかとも思うんですが、21 年度、おっしゃるように、そういった形で、年金と、それから、給与と全く別やという形で、65 歳に到達されてない方については、普通徴収のような形になっておりましたが、20 年度まで、もう 1 つ、前年度の状況に戻ったと。立ち戻ったという形で、特徴も可能。それから、特徴言いますのは、給与所得の特徴からも可能という意味でございます。で、そうじゃない方は、普通徴収で、おっしゃるように、年金分だけは、普通徴収だけにする方法もございます。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

16 番（鍋島裕文君） よう分かりませんは。

議長（矢内作夫君） はい、他に。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） まず、反対討論から。はい。

16 番（鍋島裕文君） 1 点は、平成 24 年度からという確認ありましたが、いわゆる年少特定扶養控除の住民税廃止の増税問題が、1 点目。
2 点目は、年休受給者や給与所得者の住民税特別徴収、これやっぱり問題があるという点。
3 点目に、上場株式の非課税口座、年間 100 万円以下の投資については、非課税扱いにするという、この扱いは、やはり非課税証券の優遇制度と言わざるを得ない。
この 3 点を指摘し、反対とします。

議長（矢内作夫君） はい、賛成討論ありますか。反対討論。ないようですので、これで本案に対する討論を終結をいたします。
これより本案についての採決に入ります。
承認第 5 号を原案のとおり承認することに賛成の方の、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、多数と認めます。よって承認第 5 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 21 . 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 6 号 佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）

議長（矢内作夫君） 次は日程第 21 に入ります。
承認第 6 号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、専決第 6 号を議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました専決第 6 号、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、提案のご説明を申し上げます。
平成 22 年 3 月 31 日で失効する現行過疎地域自立促進特別措置法が、国会において、平成 28 年 3 月 31 日まで 6 年間延長となりましたので、同法 31 条、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等定める省令に基づいて、本条例附則第 4 条を改め平成 23 年 3 月 31 日まで 1 年間延長するものであります。
ご承認を賜りますように、お願い申し上げます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
本案につきましても、本日即決といたします。
これから質疑を行ないます。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） ここに謳われております製造業の事業、旅館業、情報通信、それらについては、今現在、該当しておる数については、いくらぐらいあるんでしょうか。

議長（矢内作夫君） はい、税務課長。

税務課長（保井正文君） 今年度対象事業所は、町内で3事業所でございます。で、免除税額が197万2,000円で、これは、減債補填ということで、147万9,000円受け入れることで、県のヒアリング既に済ませております。
以上でございます。

議長（矢内作夫君） よろしいか。他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） 延長と、それから改定ということですが、このソフトウェア業と、それから今回、条例改正になっております情報通信技術利用事業、この事業内容に変更があるのかという点と、その変ることによって、本町で、その事業費が、新設なり増設なりする可能性は、どういうふうに想定されていますか。

議長（矢内作夫君） はい、税務課長。

税務課長（保井正文君） そのへんの具体的などころについては、もうひとつ不案内なんですが、従前は、ソフトウェアということでございましたが、それを廃止ということで、この度は、具体的に、情報通信技術利用事業コールセンターというのが追加になっております。
で、佐用町におきまして、今、先ほど申し上げました、3事業所につきましては、この点は、該当になっておりません。以上です。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

他に、質疑ありますか。質疑はないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。

承認第6号を原案のとおり承認することに賛成の方の、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員と認めます。よって承認第 6 号は、原案のとおり承認されました。

ここで、資料配布のため、しばらく休憩をいたします。

午後 0 2 時 2 5 分 休憩

午後 0 2 時 2 7 分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、休憩を解き会議を続行いたします。

日程第 22．閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（矢内作夫君） 続いて、日程第 22、閉会中の所管事務調査についてであります。

お諮りをいたします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙、申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議ないと認めます。よって、そのように決めます。

議長（矢内作夫君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。今期臨時会に付議された案件は、終了いたしましたので、閉会をいたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議はないと認めます。よって、第 35 回佐用町議会臨時会はこれをもって閉会といたします。

一言、ごあいさつをさせていただきます。

この 4 月の選挙後、初めての臨時会ということで、新しい役員構成が決まりました。まあ、私ども、そういった形で、議長として、これから 2 年間、ひとつ、あの本当にこう、荷の重い役になったなと思うんですが、まあ頑張っていきたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

1 つ残念なことは、今回の町議選、前回は、約投票率が、84 パーセントぐらいあっただろうというふうに思うんですが、今回、それが 77.98 か 95 だったですか、約 6 パーセントぐらい投票率が減ったということがありました。まあ、議会に対する信頼と期待感の、これは低下の表れだというふうに、私自身思っております。まあ、何とか、そういったことも、回避する中で、やはり、選挙には、新しい候補者の方も何名か出ていただけるような、そういった魅力のある議会にできたらなというふうに思っておりますので、まあ、今後とも、ひとつよろしくご協力お願いしたいというふうに思っております。

町長、ごあいさつお願いします。

町長（庵逄典章君） どうもお疲れ様でした。

本当に議会改選後のですね、初めての議会ということで、議会の委員会構成、また、それぞれの役員の選出も終わりました、新しく佐用町議会として、こうして出発がされたことを、心からお喜びを申し上げます。

また、早速にですね、今日は、専決処分等をさせていただきました条例について、それぞれ原案のとおり同意をいただきまして、ありがとうございます。

議長就任のごあいさつでもありましたように、佐用町の、この災害からの創造的復興、また、これから、合併、新しい町としての出発して、早5年目、本当に、健全で持続性のあるですね、これから新佐用町のまちづくりを行っていかねばならない。本当に、重要な、この時間、時期だというふうに思っております。

まあ、議会と町執行部、それぞれの責任の立場は、大きな責任を町民の皆さんに対して持っているわけでございます。私も、議会の皆さんと十分に、いろいろと協議をさせていただき、佐用町の将来のためにですね、それぞれ頑張っていきたいというふうに思っておりますので、議会の議員の皆さん方におかれましてもですね、町のために、その期待に応えられて、大きな責任を元気に果たしていただきますように、ご活躍をご祈念申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

午後03時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

会議録署名議員

同

